平成２５年（フ）第１４２５０号
東京都千代田区神田神保町２丁目40－８－1101
債務者　栗本　東才
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２５１号
東京都杉並区下井草３丁目24－３－103
債務者　齊藤　知魅
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２５２号
埼玉県比企郡嵐山町大字平澤62－１ニューシティウエストA102
債務者　小高　美穂（旧姓延山）
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２５７号
東京都江戸川区平井７丁目３－２－1111
債務者　西本喜代子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２６０号
東京都練馬区春日町２丁目29―11　松原第１コーポ207
債務者　伊藤　真弓
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２６５号
東京都多摩市豊ヶ丘２丁目２－１－505
債務者　白鳥るみ子
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２２００号
神奈川県高座郡寒川町岡田７丁目１番30―206号
債務者　伊藝　佳代（旧姓木戸口）
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２３８号
横浜市緑区霧が丘５丁目19番地５
債務者　佐藤あゆ美
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６０４号
栃木県下都賀郡壬生町大字安塚2005番地７メゾンドベルＣ―102
債務者　坂本　征稔
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６５９号
栃木県芳賀郡茂木町大字茂木1804番地１
債務者　川崎　　章
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５７１号
岡山県備前市伊部90番地２―509
債務者　山口利三郎
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５９２号
岡山県瀬戸内市長船町土師1017番地９
債務者　中村　眞紀
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６０２号
岡山市南区曽根725番地１
債務者　森　　隆之
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６５１号
栃木県下都賀郡壬生町大字安塚1949番地20ロイヤルハイツ105号室
債務者　荒井絵梨香
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１４２３１号
神奈川県川崎市宮前区宮崎１丁目１－３－２－B
債務者　水谷　省吾
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２５８号
東京都町田市本町田2345－１　公社住宅ホ10―309
債務者　廣瀬　郁男
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部